# 航空法関係手数料規則 （平成九年運輸省令第五十八号）

#### 第一条（大変更）

航空法関係手数料令（以下「令」という。）別表第一第三号イの国土交通省令で定める大変更は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

###### 一

航空機の形態又は主要な構造の大きな変更を伴う設計の変更

###### 二

航空機の仕様その他の型式証明の前提とした事項の大きな変更を伴う設計の変更

###### 三

その他前二号に掲げる変更と同等以上と国土交通大臣が認める変更

#### 第二条（大修理及び大改造）

令別表第一第六号イの国土交通省令で定める大修理は、航空法施行規則第五条の六の表に掲げる作業の区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省令で定める大改造は、同表に掲げる区分による大改造とする。

#### 第三条（騒音の実測を行う場合における航空機の区分）

令別表第二第一号の航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、航空法施行規則附属書第二第四章、第六章又は第七章の適用を受ける航空機とする。

#### 第四条（在勤官署の所在地）

令第八条の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）を計算する場合において、当該検査、認定又は実地試験のため、その地（以下「検査地」という。）に出張する者の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関二丁目一番三号とする。

#### 第五条（旅費の額の計算に係る細目）

旅費法第六条第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。

##### ２

検査地に出張する者の人数及び検査、認定又は実地試験を実施する日数は、別表第一のとおりとする。

##### ３

旅費法第六条第一項の旅行雑費は、一万円として旅費相当額を計算する。

##### ４

国土交通大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。

# 附　則

この省令は、令の施行の日（平成九年十月一日）から施行する。

# 附　則（平成一二年一一月二九日運輸省令第三九号）

#### 第一条（施行期日）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

# 附　則（令和二年六月一〇日国土交通省令第五四号）

この省令は、航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年六月十八日）から施行する。